

徳島県公安委員会告示第11号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定による検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を実施するものに限る。以下「検定合格者審査」という。）を実施することとしたので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

令和8年8月10日

徳島県公安委員会委員長 三 谷 郁 彦

1 検定合格者審査を行う警備業務の種別及び級

検定合格者審査は、次に掲げる警備業務の種別ごとに、それぞれ1級（検定規則第4条に規定する検定の区分の1級をいう。以下同じ。）及び2級（同条に規定する検定の区分の2級をいう。以下同じ。）について実施する。

- (1) 空港保安警備業務（検定規則第1条第1号に規定する空港保安警備業務をいう。）
- (2) 施設警備業務（検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務をいう。）
- (3) 交通誘導警備業務（検定規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務（検定規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務をいう。）
- (5) 貴重品運搬警備業務（検定規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務をいう。）

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

ア 令和8年10月23日（金）の午前9時から正午までの間とする。ただし、終了時刻にあつては、状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までの間とする。

イ 実施期日において、1の(1)から(5)までに掲げる警備業務に係る全ての検定合格者審査を実施する。

(2) 実施場所

徳島県警察本部

（徳島市万代町2丁目5番地1 電話088-622-3101）

3 定員

検定合格者審査の定員は、15人とする。

なお、この定員は、1の(1)から(5)までに掲げる警備業務に係る検定合格者審査を受ける者の総数とする。

4 対象者

検定規則附則第6条各号に定める者（検定規則附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。）とする。

5 検定合格者審査の申請手続

(1) 検定合格者審査の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定合格者審査を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活

安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、予約を行うこと。

- (イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和8年9月3日（木）、同月4日（金）、同月7日（月）から同月9日（水）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 予約番号の付与

電話予約を行った者が4に規定する対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

- (ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。
- (イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。
- (ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。
- (エ) 検定合格者審査を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 審査申請書の提出

ア 検定合格者審査の申請ができる者

検定合格者審査の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「審査申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

審査申請書（検定規則附則第10条第1項に規定する審査申請書をいう。以下同じ。）1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉
- (イ) 現に有する旧合格証（検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条に規定する合格証をいう。以下同じ。）の写し 1通
- (ウ) 徳島県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が徳島県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を徳島県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。） 1通
- (エ) 徳島県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として徳島県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を徳島県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。） 1通

ウ 提出先及び提出者

審査申請書及びその添付書類（以下「審査申請書等」という。）は、次のいずれかに掲げる警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に、審査申請者本人が持参の上、提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であつて、審査申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は、認めない。

- (ア) 徳島県内の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員として属する徳島県内の営業所の所在地を管轄する警察署
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた徳島県内の警察署

エ 提出期間

審査申請書等の提出は、令和8年9月24日（木）、同月25日（金）、同月28日（月）から同月30日（水）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

オ 審査手数料

審査申請書を提出する際に、審査手数料として、4,700円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された審査手数料は、還付しない。

6 検定合格者審査

(1) 検定合格者審査の実施概要

検定合格者審査は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

検定合格者審査に際しては、現に所有する旧合格証及び筆記用具を持参すること。

なお、旧合格証を持参していない者は、検定合格者審査を受けることができないので注意すること。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定合格者審査の当日、2の(2)に規定する実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定合格者審査に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

- (1) 審査申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。
- (2) 発熱、体調不良等の疑いがある者、体調に不安のある者等については、受験を認めない場合がある。
- (3) 天候その他やむを得ない事由により一部日程を変更又は中止する場合は、審査申請者又は受験者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

9 問合せ先

この検定合格者審査に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定合格者審査の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。